

平成25年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月11日(一般質問)

平成25年 第1回 定例会 会議録

日時 平成25年3月11日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	4番	横山 久義
5番	大楠 英志	6番	草場 謙次	8番	松田 國守
9番	今泉 正敏	10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子
12番	荒牧 泰範				

欠席議員

3番 今長谷 武和 7番 阿部 寛治

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	藤 和義
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	城戸 清壽
財政課長	中山 博之	会計課長	高木 美奈子
まちづくり課長	城戸 安行	税務課長	吉村 英治
住民課長	藤 佳光	国保健康課長	石内 清之
福祉環境課長	小南 満代	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
建設課長	藤 博文	上下水道課長	安河内 正邦
学校教育課長	松田 秀幹	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長 清原 眞也 主事 高濱 守央

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日、今長谷議員と阿部議員が病欠ですが、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、傍聴席の皆様へお願いいたします。

議場の秩序を乱し、議事の妨害あるいは他人の迷惑となるような行為は慎んでいただきますようお願いいたします。

なお、皆様へ配付しております「一般質問通告書一覧」1ページにございます注意事項も厳守していただきますようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は5名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様は議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

後日、テープ起こしをして精査するために、最終日まで時間をいただき、議長判断を報告させていただきます。御協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） 皆さん、おはようございます。議席番号4番、横山でございます。今回は、ごみ処理施設に関する質問に絞ってお尋ねいたします。

同じようなテーマで、昨年12月議会においてほかの議員から質問がありましたが、その質問並びに答弁を聞いておきますと、何やら私が糾弾されているような錯覚を覚えた次第であります。

議員は議長の許可を受けて質問いたします。ですから、たとえ質問内容に事実とかけ離れた発言があったとしても、そのことに私が異議を唱えることはできません。ただ、その内容を容認し、同じような認識を町長が持つてあるとすれば話は別であります。したがって、12月議会における町長の見過ごすことができない事実誤認を正すためと、今後の事業計画の方策についてお尋ねしたいと思いますが、その前に、現在のクリーンパークわかすぎが稼働するまでのいきさつを、私が知る限りにおいて簡単にお話をいたします。

平成に入って間もないころ、にわかにダイオキシン問題が大きな社会問題になっ

たことは御承知のとおりであります。ダイオキシンは、過去において大量に使用された農薬にも含まれていた猛毒であります。水に溶けにくい性質を持ち、それゆえいつまでも土中に残留するといった厄介な代物であります。

このダイオキシンは廃棄物、とりわけビニールやプラスチックなどの塩化化合物を常温で燃焼させるときにも大量に発生することから、国はダイオキシンの発生を厳しく規制する方針を打ち出し、実行に移したことは承知のとおりであります。

このことにより一般家庭の焼却炉は姿を消したわけですが、当然、自治体等が運営する焼却施設にも、猶予期間を挟みこの基準が適用されることとなりました。国内の多くの施設はこの基準を満たさず、既設の施設を大改修するか、施設を新設するかの選択を迫られ、大騒動になった次第であります。

久山町を除く糟屋中部と糟屋南部の5町は、広域でごみ処理を行う道を選び、志免町のボタ山跡地にその施設を建設すべく、5町による協議会なるものをつくり、お互いに職員を派遣し合い、数年の歳月をかけ計画を進めたわけですが、残念ながら、この協議会は解散の憂き目にあっております。その原因は幾つかありましたが、何と言っても、地元住民の猛反対にあったことが一番大きな要因だったと考えます。

ところが、5町協議会解散直後、須恵町、粕屋町、そして篠栗町の3町による広域処理の準備会が発足し、施設を現在のクリーンパークわかすぎの地に建設する方針が打ち出されました。

そのすぐ後に、私は深澤元町長からバトンを受け取ったわけですが、そのとき私は二つのことを懸念しておりました。一つは、宇美町と志免町を除いたということであります。それなりの理由はあったとしても、今後の広域行政に支障が生じるおそれがあるのではないかとといった懸念であります。二つ目は、場所の選定理由が説得力に欠けていたことでもあります。

正直言って、少し強引過ぎるとも思いました。しかし同時に、既設施設を利用できる期限が平成14年11月末と迫る中、そうせざるを得ないほど状況が逼迫していたことも、これまた事実であると認めざるを得なかったのであります。

施設建設に向けての事業計画を作成するに当たり、一つには、絶対にダイオキシンが発生する処理方法は採用しないこと、二つには、施設内に最終処分場を併設することで地元をお願いする方針を立て、当時まだ技術的に完全には確立されていないRDF方式を採用し、敷地内には屋根つきの最終処分場を考えた次第であります。

最終処分場を15年間の容量に限定したのは、プラントの耐用年数と建設費用の返済期間が15年間だということや大牟田のRDF発電所との協定期間が15年間

であること等によるものですが、最大の理由は、地元からの強い要望だったことでもあります。つまり施設組合としては、次の施設を検討するため緊急避難的に15年間の稼働をお願いしたものであります。

地元に対策委員会をつくってもらい協議に入ったわけですが、早速、懸念していたことが現実のものとなりました。なぜこの地に決めたのか、ほかに候補地を探さなかったのか、ほかの候補地との比較はしたのか等厳しく追求されました。しかし、組合としてほかに候補地を探す余裕はありませんでした。ですから、ひたすらお願いするしか方法はなかったのであります。そして、協議、打ち合わせを何十回となく重ねた結果、やっと了解をいただいたわけであります。

本来は当初の方針どおり、3町だけの施設を考えればよかったのかもしれませんが。しかし、このまま宇美町と志免町を除外して計画を進めると必ず将来に禍根を残すと考え、悩み抜いた末、再び地元はこの2町のごみも引き受けてもらいたい旨のお願いをいたしました。蜂の巣をつついたような騒ぎとなりましたが、説得に説得を重ね、宇美町の可燃ごみについては宇美町の最終処分場を使用することを条件に了解をいただきました。志免町については随分と難色を示されましたが、粘り強くお願いし、最後には了解をしていただいたことは御承知のとおりであります。その感謝の気持ちを篠栗町に示す意味で、協力金が我が町にも贈られた次第であります。

以上、クリーンパーク若杉が誕生するまでのいきさつを簡単にお話ししましたが、いよいよこれから具体的な質問を順次行いたいと思います。

まず初めに、町道乙犬切通線及び乙犬中園線の改良工事に関して、お尋ねをいたします。

私は、今までに工事がなぜおくれたかなどと尋ねたことはありませんでした。しかし、町長は、これらの工事が大幅におくれたと認識してあるようですが、なぜそのように思われるのか不思議でなりません。もちろん工事は早く終わるにこしたことはありません。しかし、道路の改良、とりわけ法線の大幅な修正を伴う場合は、将来に禍根を残さないためにも慎重であるべきことは言うまでもありません。恐らく慎重に対応された結果、時間を要したと私は理解しておりますが、町長は、なぜ工事が大幅におくれたと思われたのか、その理由をお聞かせください。

また、工事の進捗と次期処理施設の取り組みが大幅におくれたこととは何の因果関係もないのに、どうして事業計画のおくれを工事のおくれのせいにするのか説明願います。

私は、はっきり申し上げて、次期処理施設に関する事業計画のおくれは、三浦町

長を初めとする施設組合関係者の怠慢によるものだと思っております。それから、私があなたに引き継ぎをしなかったことを鬼の首をとったかのように言われる方がおられるようですので、この機会に私の所見を申し上げさせていただきます。

昨年末、国において政権交代があった際、石原大臣を初め数名の大臣は引き継ぎをされておられません。その理由は、行政の詳細は官僚が把握しているため、引き継ぎをする必要がないと考えたからのことでした。私も経験上、無意味だと考えたからにほかなりません。

それから、引き継ぎがなかったことにより最優先課題が何なのかを決めるのに苦労したとの発言がありましたが、何を最優先するかなどの決定は、まさにトップの仕事であり、そんなことまで引き継ぐことはないことをここで申し添えておきます。

本題に入り、次の質問に移ります。

次は、志免町からの協力金についてお尋ねいたします。

志免町からの可燃ごみを引き受ける際、総額2億4,000万円の協力金を篠栗町はいただいております。これは我が町及び地元関係者に対する志免町の感謝のあらわれだと思っております。しかし、町長は逆に、我が町は志免町に感謝すべきだと考えてあるようですが、志免町に感謝しなければならない理由を明らかにしていただきたいと思っております。

常識的には、感謝するほうが協力金を贈るのではないのでしょうか。また、篠栗町が地元との協定書に基づいて支払っております協力金と志免町が篠栗町との協定書に基づいて支払った協力金2億4,000万円とを同じものであると勘違いされている方も多いようですが、町長の認識も同様に間違っているように思えてなりません。12月議会での答弁で、「地元を支払う協力金は平成25年度まで」と協定違反の発言をされたことも事実関係を理解されていないことのあらわれだと思っております。町長は、これら2種類の協力金についてどのように認識してあるのか、この際、はっきりとお聞かせください。

それから、施設組合も、志免町から2億円の協力金をいただいておりますが、この協力金は、全て町道乙犬切通線及び乙犬中園線の改良工事費用に充てられたとする質問内容に、町長は何ら訂正も否定もされておられません。

平成14年度から5カ年間、4,000万円ずつが志免町から施設組合に支払われていると思っておりますが、この協力金は、その年度年度で施設組合を構成する3町の負担金の一部に充てられているため、篠栗町の町道改良工事にはほとんど使用されていないと考えます。なぜかと申しますと、平成15年度から19年度までの間は、

篠栗町の工事はほとんど進んでいなかったからであります。この2億円が篠栗の工事にどれほど使用されたかどうかを明らかにするため、平成14年度から19年度までの期間で、二つの町道改良工事のため支出された事業費を年度別に示していただきたいと思います。

次の質問は、宇美町及び志免町のごみを引き受ける際の地元に対する協力金等の増額の有無についてであります。

私の記憶では、2町の可燃ごみを引き受ける際、最終処分場とのバーターや志免町から篠栗町及び施設組合に対する協力金はありましたが、地元に対する協力金の増額や要望事項の追加などはなかったと思います。もしそのような事実があったのなら明らかにしていただきたいと思います。

最後の質問に入ります。

志免町と我が町との協定書に契約期限切れ年度以降について、この施設で志免町が可燃物の処理を行い、相互委託関係にない場合においては両方で協議を行うと記載されていることがクリーンパークわかすぎの稼働延長を前提にしたものであるとの見解を町長はお持ちのようではありますが、はっきり申し上げて、それは町長の希望的解釈でしかありません。

志免町と篠栗町との協定書の趣旨は、可燃ごみの引き受け期間と引き受けるに当たり志免町が支払う協力金の総額及びその支払い方法を明確にすることであり、それ以外のことについては両方で協議するとしたものであります。ですから、この協議書の文面から、「稼働延長を前提にしている」と解釈することは無理であろうかと思えます。

当時施設の稼働延長はないとの共通認識を施設組合側も地元関係者側も持っておりました。稼働延長はないことを協定書に明記せよとの地元関係者の声もありました。しかし、最終処分場の容量を15年間分と定め、その跡地を公園やグラウンド等に利用することなどを考えていることを地元へ回答し、さらに大牟田の発電所との協定期限も15年間であること等を説明して、協定書に明記しなくても延長はない旨を納得していただいた経緯があります。

ここにそのことを裏づける1枚の文書があります。この文書は、当時の対策委員会で議論する際、使用されたものです。用紙の周辺はかなり変色し、作成されて10年以上が経過していることが容易に判断できます。この文書の1項目目に操業期間の欄があり、そこにこのような記述があります。

「操業期間を明確し既存施設では期間延長を認めない」、この文書は当時の対策

委員会に籍を置き、現在は乙犬区の関係水利組合の委員長を務めてある方が大切に保管されている関係処理つづりの中にあります。その資料ファイルのコピーが実はこれでございます。そして、期間延長を認めない文章が記載されている文書がこれでございます。この欄には、自筆で「15年間」と明記され、しかも附せん紙が張られています。ファイルに附せん紙が張られた箇所は、この箇所を含め2カ所しかありませんでした。そのことから、この記述内容がいかに重要であったかがわかりいただけるかと思えます。

私が申し上げるまでもなく、稼働延長はないことが共通認識だったことは間違いないでございます。ですから、5町の覚書及びその解説書に、稼働5年をめどに次期施設の事業計画に着手することをうたっているのです。つまりこの項目は、新たな場所に施設を建設することを念頭に置き、事業計画に臨まなければならないことを忘れないようにするためだったのです。

町長は、施設組合議会や本町の議会で平成30年度以降も最低10年間、プラント設備の稼働は可能であると発言されておりますが、プラントが技術的に15年以上使用できることは計画当時からわかっていたことでもあります。15年で壊れるような施設をつくるわけではありません。しかし、プラント設備が技術的に使用できることと施設の稼働延長が可能であることは意味が全く違います。確かに、次期事業計画であらゆる可能性を追求することは大切なことでもあります。ですから、その選択肢の一つに稼働延長を考えることは理解できます。しかし、どのような検討を行うにしても、計画当時の地元との約束事を尊重し、計画を推進することを忘れてはならないと思っております。

町長は、24年度中に次期事業計画にめどを立てると発言されていましたが、どんなめどが立ったのでしょうか。もし、稼働延長のほかに策がないとなれば、町長や施設組合関係者は無責任のそしりを受けても仕方ないと考えます。三浦町長に限ってはそのようなことはないと思っておりますので、ぜひ稼働延長のほかにどのような方策を考えてあるのかをお聞かせください。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） おはようございます。ただいまの横山議員の御質問にお答えする前に、本日は3月11日でございます。東北大震災からちょうど2年がたとうとしております。私たちは、犠牲となられました1万5,881人の御冥福をお祈りするとともに、行方のわからない2,668人、今なお避難生活を余儀なくされ

ておられる約31万5,000人のことを思い、この篠栗の地にあつて真に復興を実現するためにいかなる行動をしていくべきか、改めて思いを刻む日としてこれから進まなければならないと思っております。今後も、皆さんと一緒に考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ただいまの御質問の中で、冒頭のお話でしたが、平成8年以降、ごみ処理に関する協議がスタートし、6年以上の長きにわたつて協議を進め、実現に至つたこの間、関係されました当時の町長方をはじめ、その他の関係者の皆様方には大変な御苦勞があつたことを改めて感謝申し上げるところでございます。

それでは、御質問の趣旨に従つて順番に答弁いたします。

まず、乙犬切通線、乙犬中園線の改良工事についての御質問であります。

これにつきましては、昨年12月議会において議員の御質問に答弁いたしましたとおり、地権者の皆様の共通理解の中で事業を実現するための協議等に時間を要した結果、御質問された議員がおっしゃいます遅延とされる時間がかかつたと考えているところでございます。

具体的には、地元説明会や地元代表者との協議のほかに、平成17年度から用地関係の委託事業を開始し、平成21年度に用地買収契約に着手、一定区間の買収が完了して、乙犬中園線の工事にも着手いたしました。なお、用地買収は、平成24年5月に完了いたしましたので、工事につきましては平成25年度に完了する見込みであります。

また、事業計画のおくれを改良工事のおくれのせいにはしておりましたが、そのような表現というわけではございませんで、昨年12月議会で質問された議員の御質問にお答えいたしました。道路改良工事が進んでない段階での次期施設についての対応の決定は、地元との交渉に少なからず影響を及ぼすおそれがあつたのではないかと申し上げたわけでございます。

次に、志免町からの協力金についての御質問でございます。

まず、志免町に感謝しなければならない理由をとの御質問でございますが、志免町は篠栗町へ協力金を支出されたことについては、その御勞苦や誠意に対して敬意を払うべきではないかと議員の御質問があつたものであります。

次に、篠栗町から地元への協力金と志免町から篠栗町への協力金との間にどのような関係があるかという御質問でございますが、篠栗町と志免町との協定書には、篠栗町が負担する地元協力金について、相互委託にかわるべきものとして志免町がその負担を支援する旨、記載されております。

3番目の御質問の志免町から清掃施設組合の協力金の使途につきましては、ただいまの議員の御質問のとおり、構成3町の負担金に充てられております。その各町の負担金は、組合や施設の運営のほか道路整備にも使われておるわけでございます。

平成15年度から平成19年度までの期間で町が清掃施設組合に請求した道路整備等に係る負担金は、平成16年度の大谷池新設事業426万1,000円、平成17年度の切通池調査測量設計業務548万1,000円、平成18年度の乙犬中園線ほか1路線測量設計業務など961万8,000円、平成19年度の乙犬中園線ほか1路線調査測量分筆登記業務に1,242万9,000円となっております。

なお、ただいまの質問では、12月の私の議員の質問に同調したとおっしゃいますが、私は御質問に対して答弁はいたしました。御質問の内容について意見は申し上げておりませんので、御承知おきいただきたいと思います。

3番目の宇美町と志免町の可燃ごみを篠栗町が引き受けることにより、地元から協力金の増額の要望があったかという御質問は、私はそのような要望は承っておりません。

最後の御質問でございますが、志免町と篠栗町との協定書において、契約期限切れ以降もこの施設で志免町の可燃物の処理を行い、相互委託の関係のない場合においては両方で協議を行うと記載されていることや、クリーンパークわかすぎの稼働延長を前提にしたものであるという見解を私が持っているとのことでありますが、私は、そのような見解は持っておりません。

昨年12月議会において議員の一般質問の中での答弁で、この協定書を文字どおり解釈すれば、この施設はその継続の可能性が当初から排除されているわけではないと思われるということを申し上げたものでございます。

また、プラント設備が技術的に延長稼働できることと施設の延長稼働とは意味が違うことは当然でございます。しかし、プラント設備が技術的に延長稼働できるということは、あらゆる選択肢の中から、次期施設の方向性を検討するに当たり重要なポイントであることは否定できません。

最後に、施設の稼働延長のほかにもどのような方策を持っているかとの御質問でございますが、まずは次期事業計画の根幹であるクリーンパークわかすぎの稼働延長につきまして、地元皆様の御理解を得たいと考えておりまして、その上で各町と協議を行いながら、次期事業計画を検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 4番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） 細かなことの再質問は省きますけども、町長は、地元の水利組合への協力金の支給は平成25年度までであることを昨年の12月議会での答弁や最近の地元監視委員会の席で発言されております。地元との協定書を根拠にしてあるのかもしれませんが、協定書には、本施設が存続する限り支給するとのみ記載してございます。その文言はどういう意味なのかといいますと、いわゆる現在のクリーンパークわかすぎが稼働を停止するまで支給するという意味ではございません。停止したら今度は撤去しなければいけない、施設をですね。そして、施設を撤去するときには、当然、工事が伴う。そのときに結局、水利関係には迷惑をかけるということもありますから、撤去工事が終わるまでという意味なんです。ですから、この施設が存続する限りという表現を使っているわけでございます。

そうなりますと、平成25年度まで支給するということは、この協定にも違反した内容になる。しかも、それを地元の監視委員会の席で発言をされているというふうに聞いております。やはりこういう協定書というものは非常にシビアなものもございまして。もちろん協定といったら契約とはちょっと違います。紳士協定と言うぐらいですから、お互いに理解し合っただけの協定書ですから、そこらは緩やかに理解してくれるとは思いますが。しかし、25年度まで支払うけども、26年度以降は支払わないとなると、果たして26年度以降は、これはもう稼働しないんだなというふうに受けとめられかねないと思います。そういうところをもっと慎重に、三浦町長は、このごみ処理施設に関しては最高責任者ですから、慎重にやってもらわなければならないと私は考えております。

次期事業計画の選択肢、私は、選択肢の一つに、先ほど申しましたように、稼働延長を考えてもらって構わないと思います。しかし、当初、計画をするときにRDFの将来性というものも疑問視されていた。ですから、平成30年以降、例えば大牟田のRDF発電所は稼働するのかどうかすらも見通しがわからない。そういうときに稼働延長を前提には地元とは話はできないし、今、お忘れになっているかもしれませんが、最終処分場を併設するということが計画は進んでおりました。その最終処分場が15年間しか容量を持たせてないんです。だから、そういうところも含めて考えていただければ、まず地元との合意、やはり稼働延長は基本的にはないよということから私はスタートしなければいけないと思っております。そのためには、だから5町の覚書に稼働5年後から着手しなさいとなっているんですね。

その中には、事業主体を決めることも含まれているんです。これは稼働延長を前

提にやったら、事業主体を確定するというような文言は入れられないんです。なぜかといいますと、その当時、地元は3町以外は認めていません、組合に入ることです。ですから、こういう文言が入っているということ自体、稼働延長を度外視して、とにかく別の場所に次のプラントをつくると。そういう用地を確保するということが前提に、そしてそれができたら、あともっとこのプラントが使えますよということに延長をお願いします。ですから、今さっき三浦町長が言われたことは、順序があべこべだと思います。

まずは、いかなることがあってもやれるような体制をとって、そして、その中で稼働延長をお願いしますという方法をしないと、稼働延長だけで今、話していますと、ほかに方策がないようですから、そういうことで果たしてこの事業計画がうまくいくのかどうか、お答え願います。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 御質問の中で、ちょっと私が、地元と話していることを短絡的に御理解されているといいたいまいしょうか、誤解があるように思えますので1点申し上げますと、現在、地元水利組合に、ただいまお話があったような、この3水利組合に対する合計600万円の分は25年度までですよ、後は払いませんよとあたかも言っているようにおっしゃってありますけれども、これはもともと志免町の15年間稼働分についての600万円の分というのが11年間に払われておりますから、25年度までなんですよねということを申し上げて、その後、これは私は今、町長という立場で話しておりますので、クリーンパークの施設の組合長という立場で皆様方に説明している会が、つい先日の3月7日に開催されましたが、そこではまた踏み込んだ表現をしておりますが、この辺はクリーンパークの議会の中で説明していきますので、クリーンパークの議員を通してお聞きいただきたいと思いますが、当然のことながら、地元では、26年以降どうするんだというような御意見も出てきておりますので、これについては、やはり私どもは今と変わらないことをしていくことも当然のことながら考えていかなければいけませんよねという前提でいろいろ協議を進めていることをごさいますして、私が、各区の水利組合長に、もう払いませんよと言ったことというふうに御理解されると困りますので、その旨、お伝えしておきます。

今、皆様方に、サイレンが鳴っておりますので御心配かと思いますが、尾仲区の西浦公園近辺の家屋火災のようございまして、また情報が入りましたら御報告をすることといたしまして、今の説明を続けていきますが、いろいろ5町ブロック

の覚書のことを今、質問でおっしゃってありますが、当時12年3月1日、一方、いろいろな協定書というのがそれぞれありまして、地元と篠栗町との協定書、これはどこからどう資金が出ようと関係ないんだと。地元としては、篠栗町から補償いただいているということの前提での協議でございます。

もう一方、甲が篠栗町長、それから乙が志免町長という形での志免町と篠栗町との協定書もありまして、これは篠栗町内に須恵町外二ヶ町清掃施設組合が建設するごみ処理施設において、志免町の可燃物処理を受け入れるに当たり、篠栗町及び志免町は次のとおり協定を締結するという協定書でございますが、その項目の中で、第3条の支援金の支払い方法は、前条第1号、第2号の15年間分、平成14年度から28年度までを一貫して平成12年度から3カ年で支払うものとし、各年度8,000万円を9月末までに支払うものとするという項目の3項目に、平成29年度以降もこの施設で乙の可燃物の処理を行い、相互委託関係にない場合においては、甲及び乙で再度協議を行うこととするという項目もあるわけでございます。

いろいろな可能性を持たした中でのそれぞれの5町ブロックでの協定であったり、両町の協定であったり、町と地元3区との協定であったりするわけございまして、そのようなことも含めて、そしてまた別途いろいろな諸情勢があったというふうにお話がありました、このRDF施設が本当に将来性があるものかどうか、福岡県にだまされたんじゃないかというようなことも含めて、夢のある話とおったが、大変なことになりそうだという懸念もあったというようなお話もありました。あるいは大牟田リサイクル発電所は、果たして29年度以降はもう稼働しないんじゃないかという、そういう御心配もありました。

その辺は時を経ていく中で、一つ一つクリアになってきておるところでございます。例えば大牟田リサイクル発電所は、県と大牟田リサイクル発電所の株主であります電源開発も、確実に5年延長は決めたと。そこにつきましても、これから先、どういうふうな状況になっていくかわからないけれども、この石油価格の高騰と、いわゆるごみ処理のRDFを燃料とするいろんな施設の取り組みが民間も含めてこれだけ活発になっていく中で、事業の展望としては、これまでのような悲観的なことは思っていないというようなことを、常々、私どもも大牟田リサイクル発電所の運営協議会の中で、県及びこの会社から報告を受けているところでございます。

一方で、宇美町の最終処分場も、いわゆる29年度末までの処理規模だということとでスタートしたことは今、お話があったとおりでございますが、これはその他の諸情勢の中で、処理が思いのほか処理物の搬入が多かったということで、既に2次

計画ということで、処理規模を拡大するための地域計画が進められておりまして、国の許可もおりて、この工事に入る段階にも至っております。

そういう最終処分、いわゆる不燃物との関係、あるいは大牟田リサイクルとの関係、そしてまた、議員御自身がおっしゃいましたプラントの稼働可能施設としての関係、いろんなものを相互に検討していきながら、これからの可燃物処理について地元と協議をしていきたいということをクリーンパークの組合として行っているところでございます。そういう状況でございます。

○議長（今泉正敏君） 4番、横山議員。

○4番（横山久義君） 今の答弁で、今、地元水利組合に毎年600万円を支給いたしております。これは篠栗町が支給しているんですね。ですから、篠栗町が支給しているのに25年度までですよとか篠栗町町長が言う必要も何もないんです。この協定に基づいて本施設が存続する限りは支給は続きますよというだけのことなんですから、別にそこに年度を入れる必要も何もないと思います。

そういうことで、町長の意向が、意味が違うということでございましたけども、地元の方はそう受け取らないでしょう。また、議事録でも、そういうふうには受け取れません。

ですから、この際、もう一度、念のために聞きますけども、これは本施設が存続する限り、地元は篠栗町から支給されるということだけしか思っておりませんから、そのお金が例えば施設組合から支給されようがどこから支給されようが、それは関係ないことですから、そのことははっきりとこの席で言うっておかれたほうがいいんじゃないかということ、それが1点。

それから、次の事業計画を進めるに当たっては、地元と交渉って、今、稼働延長をお願いするしか方法がないということでしょう、はっきり言って。このような交渉はできませんよ。例えば、稼働延長がもし可能であったとしても、いずれはあそこのプラントは終わるんです。どこか別に移さなければいけない。ですから、この際、次のプラントの用地を確保するぐらいの努力はすべきだと思います。

もう一つ言わせてもらうならば、あそこの大福のいわゆる野ざらしになっている廃棄物も何らかの形で撤去する、そういうことをやって、地元の信頼を得て、そしてプラントもまたもっともっと使えますから、もう少し使わせてくださいというのが私は交渉だと思うんですね。だから、そのあたりの次のプラント用地の検討だとかはされているんですかということをお聞きしているんです。もうその点だけに絞って言ってください。

○議長（今泉正敏君） その点だけに絞ってって、最初の答弁はいいんですか。2点
でしょう。

じゃあよろしくをお願いします。

町長。

○町長（三浦 正君） まず1点目、事業を継続する以上は補償も継続するというこ
とを言っておかれたほうがいいのではないかという御質問というか、再度の質問で
ございました。

それにつきましては……

○4番（横山久義君） 質問の意味が違っているんですが、いいですか、再質問では
なくて。

○町長（三浦 正君） じゃあちゃんとした質問をしてもらう前に。

○4番（横山久義君） いいですか。

○議長（今泉正敏君） はい、どうぞ。

○4番（横山久義君） 最初の質問は、いわゆる事業を延長どうのこののじゃなくて、
結局、今の地元との協定書では、25年度までだとか何も期限を切っていないんです
よ。あくまでもあの施設が、要するに稼働が終わっても存続するかもしれないんで
すね。そのときでも撤去するまでは支給するという意味なんです。だから、その点
を確認したいということなんです。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 何か勘違いしていらっしゃるところもあるんですけども、
もともと私もずっと事績を見ていく中で、志免町との2億4,000万円が出てき
たスタートの経緯として、クリーンパークのまず立ち上げのときの会議の中で、も
ろもろの諸情の金額を合計すると2億4,000万円だと。その中に地元の水利対
策に関することも含めて2億4,000万円という金額が出てきて、それが最終的
に志免町に要望されたのではないかというふうな流れになっているようでございま
して、そういうふうなことからすれば、15年間分の水利組合に対する支払いが2
9年度末までで終わるという前提ですけど、スタートしたときから15年間分とし
て払えば、11年度からスタートしていますから、25年までで終わる形になっ
てしまうんですよというお話をしたにすぎないわけで、それをそういうふうにし
つけてきたような言い方をされるのは非常に心外でございますので、今、その辺の
ところは、ただ、そういうふうに取り出れるんですよという投げかけをして、当
時の対策委員会の時代からいらっしゃった方々に事実関係はどうだったのかという

ことを確認して、そしてまた7日にそういう協議を継続してやっているということ
でございますので、私も、地元と篠栗町の協定書、いわゆる事業が存続する限りと
いうのは非常に重い文言であると思っておりますので、それについては、別にそれ
をないがしろにするつもりは毛頭ございませんことをここで申し上げます。

そしてまた、事業延長について最大限の努力をして、そしてまた、隣にあります
いろんな民間の施設についても、具体的な表明ができるようになって臨むべきでは
ないかというようなお話でございますが、それは並行してやっていく努力でござい
まして、議員も、この施設については、先ほどのお話の中で、この施設自体は十分
稼働可能だということであれば、またこれを稼働していきつつ、その他の施設のこ
とについても、貴重なスタートからのいろいろ御経験を持っていらっしゃるわけ
でございますので、御助言をいただきたいというふうに思っているところでござい
ます。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 質問順位2番、今長谷武和議員が、先ほども申しましたよう
に本日欠席でございますので、次に参ります。

質問順位3番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君） 議席番号12番、荒牧でございます。町長に2点ほど質問
いたします。

まず初めに、「町に書店を」との声が多いが再検討をということで、再三にわたり
お願いし、実現が難しいとのお答えの書店誘致の件ですが、近ごろでも本屋さん
を町につくることができずという相談が私のところに多く寄せられます。現
状を見ても、行動弱者とも言える子どもや高齢者と障害をお持ちの方が書籍
を購入する場合は、町内に書店がないために、欲しい本を買おうとしてもままなら
ず、家族が出かけたときに買ってきてもらうとか、子や孫に電話して連れていっ
てもらうという状況です。

町が特定の業者の擁護や長期契約を結ぶことはあるべき姿ではありませんが、こ
の場合、町民福祉の観点から、書店出店の収支の裏づけの一部として、図書館を初
め小中学校や各課の書籍購入時に出店業者を優先するなどして誘致することを考え
ても、血税の執行のあり方として許される範囲と思っておりますが、いま一度、実現に向
けて検討の上、広く交渉していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

2点目に、景観地区を作り集客をということで、このところ日本各地でアニメキ
ャクターの銅像を置き、〇〇ロードをつくったり、古きよき時代を思い起こさせ

る昭和の町並みの再現するなどして集客を図る自治体が目立ち、今のところそれなりの成果を上げているようです。

しかしながら、キャラクターの使用権やレトロな物品の収集には大変な費用がかかる上に、縁もゆかりもないものをつくるわけにはいきません。我が町での集客を考えると、幸いなことに緑豊かな山々を持ち、上町水車橋線（通称旧道）には心和む風景がまだまだ残っています。それに加えて、昨今、若者の車離れが進む中で、JRの駅や西鉄のバス停があるという地の利もあります。そこで、駅周辺から夏祭りでにぎわう神社までの旧道の水路を改良し、多年草を植え、飛び石を置き、蛍を放ち、幅員があるところはベンチを設置するなどして、心休まる遊歩道として、その遊歩道のお店で和菓子を食べたり、お酒を飲んだりして楽しんでいただけるような場所にしていけば、途中下車してもらえる町になると思いますが、いかがでしょうか。

以上2点、町長にお尋ねします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、荒牧議員の御質問に答弁をいたします。

まず、質問の第1番目、「町に書店を」との声が多いが再検討をという御質問でございます。

これまで再三にわたり、書店誘致に係る御質問に対しましては真摯に答弁を重ねてまいりましたので、ここでまた同じ内容を繰り返し述べることは避けてまいりたいと思っております。

そこで、今回の御質問の中で言われました特定の書店に対して篠栗町に出店することを条件に、町で購入する書籍を優先的に発注する契約ができるかについてちょっと考えてみましたが、町などの普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、競争入札を原則としておりまして、競争の方法によらず、任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法は随意契約となるわけでございます。随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令で九つの場合に限られているものでございまして、今回の出店業者を優先させるというのは、施行令上、困難であると考えざるを得ない状況でございます。

「町内に書店を」というお気持ちは十分理解しているつもりでございまして、ただ、書店以外の他の業種との兼ね合いなどの問題もございまして、この件に関しまし

ては、篠栗町が経済市場から見て出店意欲を持たせるような魅力のある市街地形成の実現をできたというようなところであれば、当然、書店組合等も書店意欲を表にしてくると思いますので、そういうふうな市街地形成の実現をまず私どもとしては進めていかなければいけないかというふうに理解しておるところでございます。

2番目の景観地区をつくり集客をとということでございます。

町道上町水車橋線、いわゆる旧道篠栗街道につきましては、現在の「篠栗町都市計画マスタープラン」の中において、その整備方針を定めております。旧篠栗街道のうち、今、言われました駅周辺から神社までの区間は、マスタープランの篠栗地域の地域整備方針に旧篠栗街道の修復として、「旧篠栗街道は町の歴史資産として歩行空間の整備、沿道建築物の景観整備、水路の利用のあり方の検討などを図る」などとうたっております。また、来年度から「都市計画マスタープラン」の見直しを計画しておりますので、新しいまちの個性を創造していくためにも、今、申し上げました現在のプランにうたってあるところを実現していくような整備を十分検討し、実現してまいりたいと思っております。

○議長（今泉正敏君） 間もなく1時間を経過しますので、ここで10分休憩を挟みます。

11時5分から開始します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（今泉正敏君） 一般質問を再開いたしますが、先ほどの火事の件につきまして、総務課長から報告がございますので、よろしく申し上げます。

城戸総務課長。

○総務課長（城戸清壽君） それでは、先ほどの火災の件でちょっと情報が入りましたので、御報告いたします。

現場に確認いたしましたところ、現在、建設中のアパートの2階のベランダが焼けたということで、現在は既に鎮火しておるということでございます。

住民はいないというようなことを報告がっております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは、質問順位4番、草場謙次議員。

○6番（草場謙次君） 議席番号6番、草場です。防災について質問をいたします。

23年3月に、田中区内のアパートにおいて不審火が起きたことを西日本新聞に掲載をされました。その年の6月に、私の借家の誰も住んでいないところから火災

が発生をいたしました。その際には、町に大変御迷惑をおかけいたしましたことをこの場をおかりましておわびを申し上げます。

その後、24年2月に、田中区内において、アパートで放火魔による火災が発生をいたしました。それから1年たったことし2月11日に、田中区内のごみ置き場が深夜1時ごろ放火をされ、消防隊、警察官が出動する騒ぎが起きました。また、その月の25日にも、同じ時間帯に、同じごみ置き場がまた放火され、消防隊、警察官が出動されております。区長さんより、すぐこのような不審火があっていることを知らせる回覧板が回されました。しかし、その2日後の27日23時ごろ、今度は私の車庫の前にごみを出したところ、また放火魔に火をつけられました。向かいの奥さんが発見され、火を消され、私に報告をされましたので、すぐに消防署に連絡し、また消防署、警察官が出動されました。

25日の事件につきましては、その火災が起きた場所で、23時ごろまで警察官が交通取り締まりをされていたと聞いています。警察官が引き上げられた直後に放火をされております。たまたま巡回されていたパトカーが火災を発見され、火を消しとめられました。その間、わずかの時間でした。とても住民の方による安全パトロールでは防ぎようのない状況であります。

この一般質問の通告書を出した後の3月4日の0時過ぎから私が一人で夜間巡回をしている最中にも、また放火をされました。そのことがテレビ、新聞などで報道され、この連続放火事件のことを皆さんも知らされたと思います。

住民としての対策としては、家の周りに灯油、新聞紙などの燃えやすいものを置かないようにすることです。このような事件が多発したことは今まで私の記憶にはありません。今、私が一番心配していることは空き家の問題です。4月より空き家対策の要綱が施行されます。これまでの火災は1軒で済むか、ぼや程度で終わっていますが、密集地でこのような火災が起きれば大惨事になりかねません。住民の方は戦々恐々とされておられます。何か消防署、警察と話し合って、地域の方が安心して暮らせるよう、町としての対策を考えてあるかをお尋ねいたします。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、草場議員の御質問に答弁いたします。

防災についてということをございました。今、お話がありましたように、田中区内においては、近日、連日して発生しております不審火につきまして、メディア等

で報じられて、皆様方も御存じのことでございます。

現在のところ幸いにして、地域の方やパトカーの巡回による早期発見で大事には至っておりませんが、地域住民の方々は、心配で夜も安心して眠れない日々が続いているのではないかとお察しいたします。

さて、この不審火は、放火の疑いが強いと聞いております。その対策として、中部消防署では2月28日から3月7日まで、夜の10時から11時まで特別警戒としての巡回を決定し、開始、そして終了したところでございます。

また、篠栗町消防団でも、同じく2月28日から、地元分団による巡回を行っておりますが、地元団員のみでは負担が大きいことから、不審火の発生が集中しているごみ出し日の深夜0時から1時までの間に限定して、3月末まで各分団の当番制による巡回を開始したとの報告を受けております。

ただ、こうした巡回につきましては、放火を抑止するにとどまることから、一刻も早く警察により犯人が逮捕され、地域の安全・安心が保たれることを切に望んでいるところでございます。私も近々、粕屋警察署に犯人逮捕に向けての要請と逮捕に向けて協力する旨、申し上げるため伺いたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（今泉正敏君） 6番、草場謙次議員。

○6番（草場謙次君） 一連の放火事件を見ておりますと、ごみ収集の水曜日と日曜日の23時過ぎから約1時ごろの時間帯に犯行が行われております。田中区では、区長さんを中心に、3月6日水曜日から日曜日に巡回夜警を行っております。今度も6日と昨日1時半まで夜警をいたしました。まだ犯人はそのままの状態です。このままでいきますと、田中区は警戒が強いためによそに飛び火する可能性もあるかと考えております。

4月より施行される空き家対策の要綱では、家屋を壊してほしい方が申請するようになっておるようです。危険家屋の持ち主の方が家を壊す意思がない場合のことを私はちょっと懸念をしておるんですけど、このことは通告にありませんでしたので、答えていただけるかどうかわかりませんが、答えられたら、その範囲でようございますので、何かありましたらよろしくお願ひします。

○議長（今泉正敏君） 通告外になりますよね。少し文言が入っていますけども、答弁を求められますか。コメントがありますか。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 再質問の御質問の趣旨は、いわゆる危険家屋を持ちながら所

有者が解体の意思がない場合は、町はどのようなふうに対応していくつもりかというお尋ねと理解してよろしいでしょうか。

○6番（草場謙次君）　そういうことです。

○町長（三浦　正君）　すみません、趣旨を聞いておきながら大変申しわけございませんが、今、ここで答弁する状況ではございませんので、方向性なりをまた担当課、これは担当課が幾つか重なってこの空き家対策のことを協議しておりますが、それを町としてどういうふうにするべきかということは、本議会中の審査等々でちょっとまた時間を設けて御報告したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○6番（草場謙次君）　今の答弁で結構でございます。ありがとうございます。よろしくお願いたします。

○議長（今泉正敏君）　次に参ります。

質問順位5番、後藤百合子議員。

○11番（後藤百合子君）　議席番号11番、後藤と申します。

集団検診において、胃がん予防にピロリ菌リスク検査の導入を求めますについて質問させていただきます。

この件は昨年3月議会で、集団検診に胃がん撲滅、がん予防にピロリ菌検査の導入について質問させていただきましたが、そのときの答弁の内容は省略させていただきます。

胃がんの原因は95%がピロリ菌であることが判明しております。胃がん予防はヘリコバクターピロリ菌を早期に発見することだそうです。それを踏まえて、もう一度質問させていただきます。

現在実施されております集団検診での胃がん検診方法は、バリウムを飲むレントゲン法です。これは煩わしさと苦痛を伴います。食事の制限をし、バリウムを飲む苦痛で誤飲の事故の危険におびえ、本当に考えただけでもストレスになります。この検査では胃がんの危険因子ピロリ菌は発見できません。

これに比べ、胃がんピロリ菌ABCリスク検査の検査方法は採血による検査方法であり、胃がんそのものを診断するのではなく、胃がんになりやすいかどうかを診断し、胃がん発症リスクの高い人に対しては、医療機関においてピロリ菌の除菌や内視鏡検査で定期的な精密検査を勧めるものです。早いうちに、がんの可能性を発見できます。

すなわち今までのようなレントゲン法を続けるならば、慢性胃炎や胃潰瘍、十二指腸潰瘍とか胃がん等の疾患は発見できますが、ピロリ菌は発見できません。そこ

まで患う前の段階でピロリ菌を発見することが肝心。それを除菌することが、がん予防だと思います。

ちなみに、医療機関でのピロリ菌の除菌に関しては保険が適用の方向に進んでいるようですと通告には書きましたけれども、実は先月の2月21日に公示され、保険適用になりました。朗報ですので、皆さんにお知らせしたく、参考までに申し添えさせていただきます。

いよいよピロリ菌検査が必要となってきました。私たち受診者は、検査が受けやすいピロリ菌リスク検査方法を支持し、期待いたします。集団検診に導入されれば、喜んで検診に行きたい気持ちでいっぱいであります。検診率も高くなることと確信します。医療費の削減にもつながります。また、町が委託する医療機関に支払う費用もレントゲンX線検査の約5分の1で済むそうです。

「胃がんバリウムX線検診は、集団検診としての時代の使命を既に果たした」と指摘した方もいらっしゃいます。今や医師会も同じ意識を持っていると聞いています。

また、著名なある方は、「我々は既にレントゲンを超える胃がん検診法を手に入れている。すなわち、胃がんの予防が可能になった。これは地域の胃がんを撲滅する第一歩だ」とおっしゃっておられます。

篠栗町は、いち早くいろんな事業に先駆的に取り組んでこられました。うれしいことに、60歳以上になれる御自身の介護予防にもつながる介護ボランティア制度を導入し、成果を上げておられることは誰もが知るところです。他の自治体からも視察に来られておられます。

がん検診23年度末までの50%目標にも目指していただきたいと思うゆえ、ピロリ菌リスク検査の導入にぜひとも取り組んでいただきたいと思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

次に、学校における「がん教育」の推進について。

がん治療の医療技術は大きく変わり、進歩してきました。昔は、がんになると助からないと思われていた病気ですが、今は治る病気になり、今度は「治る人と治らない人」や「情報の格差」などの問題が起きています。つまり、がんになっているにもかかわらず、正しい知識、認識がないため、適切な治療が受けられない事態を招いている人がふえている現状があります。それを防ぐために、子どものがんの正しい知識を得ることが必要だと思います。

子どもたちの周りにも親族の方が、がんで亡くなったり、また子宮頸がんの予防

接種などの話題など身近に聞く機会が多いと思います。がん教育は将来ある子どものためにでもあり、また子どもたちの親は、がんが発症しやすい年代になるため、子どもたちが親に、学校で学んだけど、ちゃんと検診を受けているのという問いかけがあれば、検診率アップにもつながっていくと思います。

義務教育のこの時期に、がん検診や、がんの予防の大切さを教えることが、がん対策の大きな啓発活動になると思います。そこで、本町において、子どもの命を守るためにがん教育を推進してはどうか、町長の考えをお伺いしたいと思っております。

3番目に、子どもたちのために熱中症予防にミストシャワーは設置されますかということをお伺いさせていただきますが、ことしも酷暑が予想されますので、ミストシャワーの設置について、昨年9月議会で、児童・生徒の熱中症予防対策をお伺いさせていただきました折、ミストシャワーの設置については教育委員会と協議しながら熱中症予防を進めたいと答弁されました。その後、どのような検討がなされましたか。ミストシャワーは今夏までには設置できますか、お尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、後藤議員の御質問3点ございましたが、順に答弁をいたします。

まず、「胃がん予防にピロリ菌リスク検査の導入を」という御質問でございました。

日本は、先進国の中で非常に胃がんが多くて、毎年12万人近くの方が胃がんと診断され、今も年間5万人程度が胃がんで死亡されておると聞いております。

議員の質問の中にありますピロリ菌は、胃の粘膜に炎症などを引き起こす細菌で、さまざまな研究で胃がんの原因となることが明らかになってきたところでございます。こうしたことから、厚生労働省は、抗生物質などを使ってピロリ菌を取り除く「除菌」で健康保険を適用する範囲を、これまでの胃潰瘍や十二指腸潰瘍などに加え、慢性胃炎の治療にも拡大することを新たに認めたところでございます。

現在、健康増進法に基づき、国が定める公共サービスとして実施する「対策型」のがん検診実施のための指針、いわゆるガイドラインにおいては、胃がん検診の項目は胃部X線検診、いわゆるバリウム検診であります。町もこの指針に基づき検診を実施しているところでございます。

さて、御指摘の胃がんリスク（ABC）検診とは、血液検査でピロリ菌に感染しているかどうかを調べるヘリコバクター・ピロリ抗体と胃の萎縮度をはかるペプシノゲンを測定し、その組み合わせから胃がん発症のリスクを明らかにし、リスクのある人は専門医のところで内視鏡による精密検査を行うという対象を絞った検診であります。

さらに、検診でわかったピロリ菌感染者には、除菌を行うことで将来のがんの発症を予防しようとするものであります。ただし、除菌したからといって胃がん発症のリスクがゼロになるわけではなく、引き続き、胃がん検診を受ける必要があるのは言うまでもありません。

厚生労働省の「がん検診のあり方に関する検討会」において、指針以外で自治体が独自に実施している胃内視鏡、Hp抗体、これは先ほど申し上げましたヘリコバクターピロリ菌の抗体です。PG法、これはペプシノゲン法、それぞれの検査の有効性を検証し、現行指針の見直しが必要かどうかを議論することになっておりますので、今後、注目していくべき方法だとは思っておりますが、今すぐ取り入れるということにはまだまだ至らないと思っております。国の動向に注視しながら、また先進自治体の情報を収集しながら、十分に検討・研究をして行っていきたいと考えております。

次に、学校における「がん教育」の推進についての御質問がございました。

今、がんは日本で病気による死因のトップとなり、その割合の約3割を占めております。後藤議員の御指摘のとおり、がんに関する知識が乏しいのが死亡率を高めている一因と考えられると思います。

このような状況を踏まえ、平成20年3月には、「福岡県がん対策推進計画」が策定され、この計画に基づき、がん患者をはじめ県民が、がんを知り、がんと向き合い、がんを負けることのない社会の実現を目指す方針が出されました。

学校においてもこの推進計画に基づき、がん予防推進のための中学生等を対象とした禁煙教育等を実施しております。また、保健の授業においては生活習慣病として取り扱い、発病そのものを予防することと定期的に検査を受け、早期発見・早期治療をする重要性を抑え、家族でがんについて考える啓発を進めております。今後とも、がんを含む生活習慣病に対する教育の充実を図ってまいりたいと思います。

3番目の「熱中症予防にミストシャワーは設置されますか」という御質問でございます。

昨年9月議会において、後藤議員から児童・生徒の熱中症対策としてミストシャ

ワーの設置を推進してはという御質問をいただいております。早速、直後の9月26日に行われました校長会で、ミストシャワーに関する活用事例などを提供し、設置箇所等を各学校で検討していただくよう推進していたところでございます。

また、昨年11月に新年度予算の各学校ヒアリングが行われた折にも、担当課から校長先生に、設置箇所の検討など、その後の対応を確認させようといりましたが、学校側の反応は少し鈍いようでした。

ただ、小学校においては、芝生化による効果で体感温度が下がったという声をよく聞いておりますので、それが関係しているのかとも思われます。今後は、担当課が学校に出向き、再度、ミストシャワーの効果などを説明し、安全性が十分確保できる適切な設置場所について、学校ごとに協議を行いたいと思います。

また、熱中症対策については、これまでどおりみずからの体調管理ができる子どももの育成に努めさせ、十分な睡眠・休憩をとることや水分・塩分を補充したり、長い時間、直射日光に当たるのを避け、通風を確保したりするよう児童・生徒に指導させていきたいと考えております。

○議長（今泉正敏君） 11番、後藤百合子議員。

○11番（後藤百合子君） 町長のおっしゃるとおり、国の動向もありますけれども、今でもがんに罹患する人が1人、また1人というふうにふえてくることになっていくんですけど、各自治体から国のほうに声を上げていただきたいと思います。そして、早く導入していただきたいと、これは要望ですけれども、そこを要望しておきたいと思います。

それから、二つ目の学校におけるがん教育の推進については、がん教育もいろいろありますけど、文部省が示す、そういった教育を否定するものではないし、また理論的で難しいようです。両親に検診を促すような、家族みんなが予防に対する意識を持つような啓発ポスター、それとか標語、そういったものを子どもたちにも書いてもらう、学校に張ってもらう、いろんなところに、また公民館などに張ってもらうとか、そんな教育活動を提案したいと思います。これは提案ですけれども、再質問ではありません。ここで終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位6番、大楠英志議員。

○5番（大楠英志君） 議席番号5番、大楠でございます。防災行政無線整備工事について質問いたします。

今、篠栗町全域において、防災行政無線の設置工事が行われています。議会にお

いて、既設の防災無線が経年劣化により老朽化しておることや、国による情報伝達のデジタル化によるものと説明を受けています。

町民の方からも、防災行政無線工事の件について多くの方から尋ねられますので、次のことを質問いたします。防災行政無線整備工事の概要と工事費の総額及び補助率、町の負担額を尋ねます。

今般の設置工事で難聴地域の解消はできるのでしょうか。特に先般、平成21年7月の災害時に、防災無線の避難指示の放送が聞こえなかったとの報道があっておりました。このような事例に対応できますでしょうか。

三つ目でございますが、防災行政無線のデジタル化により、今までの防災無線と比較してどのような効果が見込まれますか、お尋ねをいたします。

二問目でございます。有害鳥獣対策についてでございますが、ハト、カラス、イノシシに加えて、近ごろはシカによる農産物及びスギ・ヒノキの食害が広がって、農家、山持ちの方は大変困ってあるわけでありまして。猟友会による有害鳥獣駆除を実施してありますが、近年の駆除の実績を尋ねます。

篠栗町においての有害鳥獣対策は、従来から町の補助制度によって農家の負担軽減を図られております。これは大変、農家にとってはありがたいことでございますが、特に電気牧柵による効果は大きな効果があつております。しかしながら、現状は、放電を防ぐため草刈り作業を頻繁に行わなくてはならず、これに大変な労力、手間をとられるわけでございます。また電気が来ていないところが多いため、電柱の設置による電源の確保など多大の手間と費用が発生し、管理がなかなか行き届かない現状でございます。

そこで近年、先ほど申しましたシカの数が大変ふえておりまして、頻繁に出没するようになり、食害による多くの被害が出ておる状況でございます。

今、使っております鳥獣対策機材では、シカは飛び越えてしまい、この防御はなかなか役に立たないわけでございます。市販しておるシカ専用の機材設置はなかなか高価で、個人対応は難しい現状でございます。

農家の方は建築用資材でコンクリートを強化するため、ワイヤーメッシュというのがありますが、そういうのを設置して自衛策を講じてあります。これは現在のところ防御効果が見られておりますので、このような資材にも補助制度の拡大適用をお願いしたい。また、シカの出没地域一帯の対策が効果的と考えられますので、こういった有害鳥獣対策の効果的指導と鳥獣対策補助予算の増額を求めたいと思っております。

また、産業観光課におきまして、山間部の耕作放棄地対策として、コンニャク芋の栽培を実施してあります。農家の方は意欲的に取り組まれて、次年度25年度には、さらなる広がりを期待するところでもあります。

もともとの耕作放棄地が増加したのは、イノシシ等による農産物の被害によるものが主な原因であります。丹精込めてつくった農産物が、収穫直前に鳥獣被害に遭うと生産意欲がなくなる、気がめいってしまうと言われるのがよく理解できるわけでございます。鳥獣対策が進めば、懸案の耕作放棄地の解消にも弾みがつくのではないかと考えております。町長の答弁を求めます。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、大楠議員の御質問2点について、順に答弁いたします。

まず、防災行政無線整備工事についてという御質問でございます。工事の概要と工事費の総額及び補助率、町の負担額についての御質問でございました。

今回の防災行政無線（同報系デジタル化）整備工事は、昭和63年に整備されました既存施設の腐食が進むなど老朽化が激しく、今後の維持管理が困難なこと、またマンション等の建設に伴う町並みの変化により、放送が聞き取りにくい難聴地域が発生しているため、それらの解消を目的に、できるだけ早期にデジタル化へ移行するようにと、国が定めた方針に沿って整備を行っているものでございます。

現在、町内各地域に拡声用スピーカーを備えた拡声子局を76本設置しております。そのうち42本については、有線ケーブルにより、N T Tや九州電力の電柱に架設をお願いし接続しております。

今回の工事概要といたしましては、新たに避難所に増設する分も含めまして、79本全ての拡声子局を無線化し、暴風や地震等による断線の危険性を解消するとともに、その支柱については、国の通達によります風速60メートルに耐えられるようにすべて建てかえるようにしております。また、このほか役場庁舎内の親局には、非常用発電機を整備し、停電時の運用ができるようにしております。

さらに、親局から直接電波が届かない山間部の拡声子局に電波を中継する役割を持つ再送信子局を城戸区と萩尾区に2局整備するようにしております。整備費は3億2,023万3,200円で、これは平成25年度予算に予定しております既存施設の撤去に要する費用を除いた額でございます。

補助金といたしましては、国の「消防防災通信基盤整備費補助金」から2,92

0万円の交付を受けており、このほか普通交付税として、今後10年間で合計2億947万円の交付が受けられることになっております。したがって、今回、整備工事に係る町の実質負担額は8,156万3,200円となる見込みでございます。

次に、設置工事により、今までの難聴地域は解消できるかとの御質問でございます。

今回の整備は、基本的には既存システムの更新であります。今までに区長様などから要望を受けておりました難聴地域については、拡声子局の増設やスピーカーなどの増強により、できる限りの対応を行っております。しかしながら、難聴問題も、拡声子局との距離や地形のほか、機密性の高い家屋の普及などの問題もあり、地域を明確に絞ることは困難でございます。

防災行政無線による音声放送は、あらゆる災害を想定する中で情報伝達の一手段でありますので、今後は電子メールなどによる情報の複層化を進めてまいりたいと思います。

3点目のデジタル化により、今までの防災無線と比較してどのような効果が見込まれるかとの御質問でございます。

今回のデジタル化による効果といたしましては、大規模災害時に電話や携帯電話が使用できないときにでも、各避難所に設置された拡声子局には、親局と専用通信を確保することができるようになります。また、全国瞬時警報システム、J-ALERTなどの情報システムとの連動性が向上いたしますので、大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃などの情報を町の防災無線を自動起動させ、いち早く住民の皆さんへ伝達することが可能になります。

さらに、メール配信機能も有しておりますので、J-ALERTによる情報のほかにも、町の災害対策本部の情報などを自主防災組織や災害時要援護者に連絡することができるようになります。

そのほかにもデジタル化によるメリットといたしましては、文字や画像などのデータ通信が可能になります。

将来的には、河川の水位や降水量の観測データを伝送するテレメーターの導入も検討してまいりたいと考えております。

2番目の御質問の有害鳥獣対策についてでございます。

最初に、近年の駆除実績であります。平成22年度はイノシシが107頭、シカが10頭、平成23年度はイノシシが111頭、シカが14頭、平成24年度は、1月までの時点でイノシシが84頭、シカが3頭でございます。

次に、野生鳥獣による農作物の被害防止対策の効果的指導とその対策費に係る予算の増額についてであります。実際に被害に遭われた農家に接しましたとき、年間5回程度行っているところの農事組合長会議の際に、資料等の配付や説明を行っております。

特に、電気牧柵については、その維持管理に手間をとることはただいまの御指摘のとおりでございますが、イノシシの侵入防止には効果が大きいことから、篠栗町猪被害防止事業補助金交付規則が平成5年に制定され、現在では年間約150万円程度の補助金を交付しているところでございます。

さて近年は、シカによる農作物に対する被害発生の報告が増加したため、平成24年から、対象動物をイノシシに限定していた篠栗町猪被害防止事業補助金交付規則の改正を行い、シカを含めた対策として、購入助成品目にシカの飛び越えを防止できる背丈の高い電気牧柵の支柱を追加したところでございます。

加えて、平成22年度から毎年度、有明海のノリの栽培に使用した網を再利用して、シカの浸入防止用具として希望される農家に配付する対策もあわせて講じているところでございます。しかしながら、イノシシやシカの行動範囲は広く、出没地域ごとの対策では問題の解決を図れません。このことから平成24年度に、粕屋町、久山町、須恵町、新宮町及び篠栗町の5町を範囲とし、関係農家、猟友会、JA粕屋、福岡県北筑前普及指導センター、各町の担当課で構成する粕屋地区鳥獣被害防止対策協議会を立ち上げまして、福岡県からの補助金をその原資としながら、有害鳥獣対策事業を展開しているところでございます。

最後に、野生鳥獣による農作物の被害防止対策の効果的指導はもちろんのこと、その費用につきましても、御提案いただいたことも考慮しながら、今後の状況を見て適切な対策を講じてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 5番、大楠英志議員。

○5番（大楠英志君） 2番目の有害鳥獣対策についてでございますが、今、町長のほうから、なるべく要望に応えたいという答弁をいただきました。大変、農家の方は喜ばれると思います。

この有害鳥獣の実績を見てみますと、今年度は88頭と、1月時点ですが、12月にしても少ないようでございますが、私の感じとしては、ふえているのが現状じゃないかなと思っておりますので、イノシシ、シカが頭がよくなったといえますか、なかなかかからんと申しますか、それが猟友会の年齢も高齢化して、若い人も、猟

友の免許を持った人が、後継者が育たないという問題もあるのではなかろうかと思っております。

それで、私の知る限りでは、鉄砲とかによる、そういう鳥獣を捕獲よりも、わなが有効な手段ではないかなと思っておりますので、できましたら、わなの貸し出しとかしてあるようでございますので、何とかそういうところもふやしていただきたいと思っております。

これは要望にかえます。もう答弁はようございますので、要望して終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、以上で、予定しておりました一般質問が終わりました。

本日の日程は全て終了しましたので、これをもちまして散会といたします。

散会 午前11時46分